

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 令和元年5月24日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和元年5月24日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

平成30年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

3 請願等審査

受理番号5 教科書採択に、各学校・教員の意見が反映されるよう改善を求める請願書

4 審議案件

教委第6号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第7号議案 第28期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第8号議案 横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月19日の会議録の署名者は宮内委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月10日の教育委員会定例会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

- 5/17 本会議（第1日）正副議長選挙その他議会構成
- 5/21 こども青少年・教育委員会（初委員会）
- 5/23 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

小椋教育次長

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月17日に本会議1日目が開催されました。主な内容は、正副議長の選挙、その他議会の構成についてでございます。

5月21日には、こども青少年・教育委員会が開催され、常任委員のメンバーが代わり初めての委員会ということで、大場委員、中村委員が出席し、教育長より紹介いたしました。また、令和元年度の事業概要について教育長より説明いたしました。

続いて、23日には、本会議2日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 5/10 戸部小学校創立140周年記念式典
- 5/15 第69回横浜市立中学校総合体育大会開会式

##### (2) 報告事項

- 平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について
- 令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、5月10日に戸部小学校の創立140周年記念式典が行われ、鯉渕教育長と中村委員が出席し、鯉渕教育長が挨拶いたしました。

5月15日に第69回横浜市立中学校総合体育大会開会式が横浜文化体育館で行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、報告させていただきます。まず、1点目ですが、平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について、次に、2点目ですが、令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項についてです。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

特になければ、平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について、所管課から報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権教育部長の前田でございます。平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について、報告いたします。お手元のA3の資料を御覧ください。詳細につきましては、担当の三嶽課長より報告いたします。

三嶽人権教育・  
児童生徒  
課担当課長

人権教育・児童生徒課長の三嶽です。それでは、お手元のA3判の資料に基づいて説明をさせていただきます。

再発防止策につきましては、平成28年12月に再発防止検討委員会を立ち上げ検討を行い、平成29年3月に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」として公表しました。この報告書に掲げられている8項目34の取組につきまして、学校と教育委員会事務局とが一体となって取組を進めているところです。本日は、「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」の3つの視点から、平成30年度の取組状況を報告いたします。

まず、「学校の取組」です。いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。学校では法の定義を正しく理解し、組織的な対応を徹底してきたことにより、平成30年度のいじめの認知件数は、2月までの暫定値とはなりますけれども5,048件と、前年度に比べ増加傾向にあります。認知した事案に対しましては、早期解決につながるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、学校での主な取組を3点報告いたします。1点目は、児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施です。校長や児童支援・生徒指導専任教諭を対象に、「『いじめ』根絶！横浜メソッド」やその事例・ポイントをまとめた増補版を活用した児童生徒理解研修やいじめの定義理解の研修を実施するとともに、いじめ重大事態の調査結果である公表版を活用し、各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。また、6月には福島県へ教員を派遣して研修を実施し、学校において、研修で学んだことを生かして道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

なお、御覧いただいております資料の中に「防止策1-③」、「方針第2章の3」といった数字を示しています。これはそれぞれ別紙にあります8項目34の再発防止策の一覧表、別紙2にあります横浜市いじめ防止基本方針の一覧表と対応しておりますので、併せて御参照をよろしく申し上げます。

それでは、A3判の用紙、右側を御覧ください。2点目は、「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底です。全ての市立学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を毎月1回以上開催し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を組織的に行っています。また、全児童生徒を対象としたアンケート調査や、いじめの起きにくい学年・学級の風土づくり等、未然防止のための環境づくりや

取組にも重点を置き、児童生徒の主体的な活動をはじめ、保護者との信頼関係の構築や地域、関係機関とも連携・協働して取り組んでまいります。

3点目は、児童生徒が主体的に取り組む「横浜子ども会議」等の実施です。横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子供たちが主体となって、学校、それから中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。8月の「横浜子ども会議」区交流会や、12月の「いじめ防止市民フォーラム」で、中学校ブロックでの話し合いや、年間の取組についての実践発表、パネルディスカッションを行いました。資料の下方に「いじめ防止市民フォーラム」で発表した上郷中学校ブロック、ろう特別支援学校、六ツ川中学校ブロックの取組内容を記載しましたので、後ほど御覧ください。

それでは、裏面を御覧ください。続いて、「教育委員会事務局の取組」です。主な取組を3点報告いたします。

1点目は、学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援です。学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣など、学校の組織的対応を支援することや、面談等による保護者への支援を行い、早期解決を図っています。事案によっては、弁護士による法律相談を活用しています。

なお、具体的な支援例や対応例を取組ごとに記載しておりますけれども、時間の関係で説明は割愛させていただきますので、後ほど御覧ください。

2点目は、学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援です。教育委員会事務局に緊急対応チームを設置し、学校教育事務所と連携して、学校訪問や専門家を活用した支援を行い、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。平成30年度の緊急対応チーム指導主事の対応回数は増加傾向にありますが、緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行う困難な案件自体は減少傾向にあり、一定の成果が見られると言えます。

右側を御覧ください。3点目は、スクールソーシャルワーカーを活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置です。正規職の統括スクールソーシャルワーカーを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当スクールソーシャルワーカーを人権教育・児童生徒課に配置することで支援体制の充実を図りました。また、地域で生活する子供たちを支えるために、社会福祉協議会や主任児童委員との連携を進めています。人材育成については、大学と包括的な協定締結に向け協議を開始しました。スクールソーシャルワーカーが電話相談に応じる「学校生活あんしんダイヤル」は、開設時間を延長して対応した結果、相談件数が大幅に増加しました。今年度は、寄せられた様々な相談を分類・整理することで、保護者等への適切な対応に資するように心がけてまいります。さらに、SNSを活用した相談窓口として、県と協力し、無料通信アプリを活用したSNS相談を市内中学校5校等で試行実施いたしました。引き続き全校実施に向け、検討をしてまいります。

次に、「再発防止にかかる仕組みづくり」について、3点報告いたします。

まず1点目は、いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等です。調査結果の公表については、関係当事者への影響を配慮しながら、再発防止につながられるよう、「公表ガイドライン」を運用し、平成30年度は、いじめ重大事態の調査結果8件をホームページ等で公表しました。

2点目は、情報共有や引き継ぎのための仕組みづくりです。教育委員会事務局内における相談記録の情報を共有するシステムの構築を平成30年度に完了し、今年4月から稼働しています。学校においては、研修等を通じて記録の徹底を図っていくようにしていきます。

3点目は、小学校高学年における一部教科分担制の推進です。平成30年度は児童の学力向上、児童の心の安定、教職員の負担軽減を狙いとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を8校で実施しました。今年度は推進校を拡大しながら、引き続き効果検証を行ってまいります。

報告書本体の説明は以上となりますけれども、次のページに、いじめの防止や早期解決に向けた今年度の主な取組を参考として記載いたしました。内容としては、今年度の事業概要をもとにしております。

1点目のいじめ防止対策推進事業では、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止や早期解決に向けた取組、いじめの重大事態調査を行うとともに、いじめ防止に向けた取組が家庭や地域に周知されるよう、市民に向けた啓発活動を行ってまいります。

2点目は教育相談事業です。いじめや不登校など、様々な困り事に対し、一般教育相談、いじめ110番、専門相談において、専門の相談員が相談に応じます。また、相談窓口を掲載した「相談カード」や「子育てに関する保護者向けリーフレット」を配布し、周知と活用を図ってまいります。

3点目はスクールソーシャルワーカー活用事業です。今年度は、学校がより身近に相談できる体制の構築を目指して拡充を図り、学校教育事務所に配置し支援を行っている派遣型スクールソーシャルワーカーから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する中学校ブロック配置型スクールソーシャルワーカーへの移行へ向けたモデル実施を行ってまいります。

4点目は人権教育推進事業です。「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、教職員研修を推進するとともに、様々な人権課題に対する児童生徒の人権感覚、意識を育成する人権教育を推進します。

5点目は小学校高学年における一部教科分担制の推進ですが、報告書にも掲載しているため、説明は割愛させていただきます。

6点目は児童支援専任教諭配置に伴う後補充非常勤職員の常勤化です。小学校の児童支援専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充しています。今年度は50人増やしましたが、そのうち20人は市単独予算で対応しております。

資料の説明は以上となります。引き続き学校、教育委員会事務局は、区役所や関係局とも連携して、再発防止に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御質問・御意見等はございますか。

森委員

御報告をありがとうございます。先ほどこのような件数が伸びているということで、1番の冒頭で御報告があったかと思えます。しっかりと早期に発見をして、かつ報告が来ているからという側面もあるかもしれませんが、この裏には相談できていない人もたくさんいるかと思うと、まだまだやらなければいけないことはこれだけにとどまらないのだろうと感じます。

その中で今やっていることの御報告があったわけですが、校内研修ということで1番の「児童生徒理解・いじめの定義理解」の二つ目のポチで、「児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）」とございます。そこに加えて、各先生への研修であったり、一人ひとりの先生自身が理解を深めるということに対して、どのようなことが今行われているかということをお教えいただけたらと思います。お願いします。

三嶽人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課の三嶽です。基本的に専任の先生方に対しては、区の専任会、それから全市の区代表の専任研修ということで進めております。なかなか全教職員を集めてというのは規模的に難しい部分もありますので、ここで専任の先生が研修したことを各学校に持ち帰って、学校の中で研修するというのです。それから、校長先生に行く研修も、それぞれ学校に持ち帰って、併せて学校内で研修していただくというような形をとっております。あとは人権教育の研修ということで、担当者を集まってもらったときに、そこで話をしたりということで、様々な場面で子供たちの人権を尊重していくという精神を大事にするような研修を進めております。

森委員

そうしますと、各学校に委ねられているということでしょうか。その先生が持ち帰った後、学校でどのように各先生に展開するかということについては、各学校に任されているということでしょうか。

三嶽人権教育・児童生徒課担当課長

その研修で使った資料については担当者に渡していますし、またホームページ上でも掲載しておりますので、同様の資料を使って、同じような展開で研修ができるような練習を区の代表者会や専任会等で行っているという形になっていきます。基本的には同じような形で進んでいると思います。

森委員

細かいところというのは、各学校できっといろいろな取組をしているとは思いますが、一人ひとりの先生がここでどういった対応をしたらいいかということについて話し合ったり、新たにいろいろな事案を知って、どうやったらチームで対応できるか、理解を深めていくことを各先生が知ったり、議論したりする場が増えていくと良いと思います。先生方も実際にノートで日頃から毎日のように生徒とやりとりをして、相談しやすい体制をとっているような先生もいらっしゃったり、無記名アンケートを採っている学校もあったり、いろいろな取組をしているところもあるとは聞きますが、まだまだ基本的には相談はしにくいもので、子供たちが相談できていないこともたくさんあるという前提に立って、各先生と子供たちとの相談し易い雰囲気づくりをさらに進めていただければと思いました。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見等はございますか。

宮内委員

この問題はなかなか解決は難しく、解決したと思っても、実際は解決していないことがあり、非常に困難なテーマであるということをもっと自覚すべきだろうと思ひ、研修のあり方について、森委員から御指摘がありましたので、私の意見を申し上げます。

いろいろな対応の仕方を、ケースをもってシェアする、また理論を伝達する、例えば、資料にあります研修光景の写真を見ましても、パワーポイントを使って誰かがレクチャーしているという形です。何が目的で研修をしているかという、知識とかメソッド等々の伝授もありますけれども、一番大事なのは一人ひとりの教師の意識が高まること。また教師の中にもベテランもいれば、経験が未熟な人もいますが、そういう人たちがお互いに切さたく磨しながら鍛えられていく。感受性の鈍い人もいれば、敏感な人もいるわけですので、お互いにそれぞれの個性に応じた対応の仕方を発見し合う、認識し合う、そういったプロセスが一番大事だろうと思っております。研修をやったからいいんぬんということでは

なく、研修のやり方、主体的に当事者意識を持ったディスカッションができるようなアドバイスをするように事務局側は心がけていただきたいということが1つ目です。

2つ目は、一番難しくなっているのがSNS、サイバーの中で行われるいじめがあります。サイバーの中というのは本当に外から見えにくいものです。サイバーカスケードという言葉がありますけれども、似たような意見の人が似たような意見の人に共鳴して、ますます似たような意見の人たちが盛り上がっていくと。そうしますと、似たような意見でない異質の者に対して、批判的に考えるのはいいのですが、それが敵対化していったって、そして徒党を組んでいく。これはクラスの中だろうと、学校全体だろうと、会社だろうと、役所だろうと、市民社会だろうと、起き得る危険な兆候が今はあると思っております。ということで、私たち学校現場に携わる人間として、SNSの社会に対して意図的に危機意識を持たなければいけないと思っております。その理由は、若い世代のSNSでのいろいろな情報交換を知らない中高年の人が多いというのが実態だと思います。でも、教師の世界では、私たちが対応しているのは生徒・児童・学生でありますので、その人たちの実際のコミュニケーションのあり方は、多分ディスカッション等々でやってもわからないのではないかと思います。それこそ最先端の動きを研究し、また我々もテクノロジーを勉強することが必要だと思っております。サイバー空間で行われる排除とか、それが極端になって対立になったり、陰湿ないじめになるというところに焦点を当てていただきたいというのがお願いであります。

前田人権健康  
教育部長

ありがとうございます。1点目、今、宮内委員のほうからお話をいただきました研修のあり方についてでございますけれども、お話のとおり、いわゆる対応に追われてしまうあり方、対応による対応ではなくて、教育の場ですので、子供たち一人ひとりに着目した、被害のお子さんの心情に寄り添った対応がしっかりとできるような研修に改めて努めてまいりたいと思っております。

昨年度も含めてですけれども、今年度は新たに横浜プログラムの中に子供のSOSの出し方として、受け止めていくそういったプログラムを載せまして、子供たち自身が困り感ですとかSOSをしっかりと発信できるようなあり方について、教職員の研修の中でも取り入れております。また、加えて横浜プログラムの推進役として、実際にリーダーとなれるようなリーダー層の研修等も始めていまして、新たな取組として進めてまいりたいと思っております。

宮内委員

ぜひお願いします。今の最初の御説明の中であった、例えばA3の紙の4ページの「小学校高学年における一部教科分担制の推進」で「学年経営力強化の取組を8校で実施しました」ということとか、また別紙のほうに出ております、非常勤の常勤化を50人増やすと。これを横浜市として行う。施策の前者につきましては、私は高学年ではなく低学年のほうがもっと大事だと思っております。学年担任制にトライする。いじめ問題という切り口で考えれば考えるほど、教師の力量に負うところが多いです。その力量を鍛えることもありますが、それをまた補完し合う仕組みづくりは、国がどうのこうのと言う前に、私たちにできることが幾らでもあるはずだと思っております。研修のあり方についても、今、前田さんがおっしゃったようなことをぜひ進めていただきたいと思っております。

中村委員

ありがとうございました。周知徹底したから件数が増えているという部分もあ



るかとは思いますが、やはりこれだけ認知されたものでも5,000件以上あるという事実は、本当に重く受け止めなければいけないと思います。先ほどの御説明の中に、裏面の①とか②で学校教育事務所による支援や緊急対応チームによる支援で早期解決を図ってきましたということが載せられていましたけれども、なかなかデリケートな問題なので、具体例は難しいかもしれませんが、もし話していただける例があれば、聞かせていただければと思います。ただ、内容に関わることでしたら、結構です。

前田人権健康  
教育部長

A3のペーパーの3ページを御覧いただきたいと思います。再発防止の報告書の中にも示されました、学校教育事務所の保護者や学校への積極的な支援ということがございましたけれども、その後、様々な取組を事務所のほうでも進めています。四角囲みの中に示させていただきましたけれども、学校教育事務所の場合には、様々ないじめの対応について、できるだけ迅速に対応するというシステムを整えていまして、もともといる学校担当、そしてまた課題解決支援チーム、この課題解決支援チームには元校長OBである学校支援員ですとか、お話に出てきておりますスクールソーシャルワーカー、こういったリソースを使いまして、課題解決支援チームが何かあったときにいじめのことで保護者から、例えば問い合わせがあったりですとか、そうしたときに、一番近いところですぐに入れる体制をとっております。そのあたりが功を奏している部分があるのではないかと考えています。例えば、学校への直接支援の回数だけではなくて、電話による保護者等の対応件数、これも非常に増加しております、この中で、保護者の方々の御意見等をしっかりと受け止めさせていただいて、そこをスクールソーシャルワーカーが各機関とつなげたり、学校と保護者の意見がなかなか合わないときにしっかりと介入して、適切な支援に関わっていくといったような取組も進めているところがございます。このあたりが非常に着実に進められているという点ではないかと考えております。

それから、緊急対応チームにつきましては、先ほど課長からお話ししたとおり、対応件数自体は、指導主事を含めて取り扱いの回数は増加傾向にあります。これだけ初期の段階で、例えばあんしんダイヤルに電話が入ったですとか、学校から問い合わせがあった、もしくは保護者の方からいじめについての問い合わせがあったときには、緊急対応チームが積極的に学校教育事務所の指導主事とともに関わるようにしております。そのあたりがまず、初動での回数が増えてきているということではないかと思えます。そのあたりを大事にして取り組んできた結果、学校や事務所の中でより重篤な案件として取組を進めていくものの数は減ってきておまして、それはお話ししたとおり、最初の段階での迅速な対応が功を奏しているのではないかと考えております。余り具体的ではないかもしれませんが、そのような中身でございます。

中村委員

具体例は難しいと思いますが、ありきたりのようではありますけれども、やはり公表版を活用して事例に学ぶということは、とても大事なことでというのは今までも繰り返し言われてきたことです。学校や事務局の対応で子供たちの気持ちをうまく解決の方向に導いた例もあると思いますので、うまくいかなかった例だけではなく、こういうことが大事なのだということで、ぜひうまくいった例も挙げて、研修していただければと思います。

それから、先ほど宮内委員がおっしゃっていたことと重なるところもありますが、今、子供に限らず、人間関係がすごく二者択一的になっているのではないかという気がします。例えば、あの人は好きとか、この人は嫌いとか、この人は友

達だけれどもこの人は友達ではないとか、仲間はこれ、でもあの人たちは仲間ではないとか、そういう二者択一の間人間関係になっています。それは私たちが今までやってきた学校教育の中で、いろいろと言われてはいますが、誰とでも仲良くするというように言い続けてきたことも無理があるのではないかと感じることもありまして、人間はそんなに簡単に理解し合えたり、そんなに簡単にわかり合えたりはしません。夫婦や親子でも分からない部分があります。うちだけではないと思いますけれども、分かり合えない部分もあると思うので、子供たちにもみんな分かり合えりとか、みんな理解できてみんな仲良くなるというのではなくて、分かり合えない部分もある、でもそれは仲間だとか仲間ではないと色分けするのではなく、分かり合えないから、ではどうしていこうとするのかという、そちらのほうに気持ちを向けていくような取組がますます必要になってくるのではないかと思います。以上です。ありがとうございました。

三嶽 人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。三嶽です。そういうことを子ども会議や話し合いの場で、子供たちが自分たちで何か解決策を見出していく場面がとても重要なのではないかと思います。そこを強化していくために、子ども会議も年間を通しての取組ということでやっております。中学生がリーダーシップをとって、それを小学生が見てという展開がうまく回り出すことで、今のようなことにつながる部分もあるかと思いますので、積極的にやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに。

大場委員

重なる部分が出るとは思いますが、残念ながら起きてしまった重大事態の関係については、公表版を使って各学校で、他校で起きた事例ということで、それを踏まえていろいろな取組をしていただいているのが、②を中心としたところだと思います。やはり何か起きる寸前で迅速な対応と、プラス大事なものは組織的に対応できるかどうかということだと思います。そういう意味で、学校いじめ防止対策委員会が月に1回以上、これだけの頻度で開いていただいているということについてはもちろん評価していかねばいけませんし、忙しい中で学校にも取り組んでいただいておりますが、こう言うとお叱りを受けるかもしれませんけれども、回数だけの問題ではなくて、中身でいかに他校の重大事態の事例を自分の学校に当てはめて、何か類似の事例が起きはしないかという点検をしてもらうことが一番大事なことだろうと思います。いじめ防止対策委員会は管理職と複数の教職員で構成ということなので、問題はと言うとまたあれですが、ここで議論し、方向性を出したものを全教員にきちんと校長先生等から伝えていく、周知徹底を図っていく、それは①の研修のところにもつながるかもしれませんが、私はいじめ防止対策委員会から全教員への橋渡しというか投げかけがどのような具合に行われているのかということが一点、気になりました。

それからもう一つは、今、話題が出た子ども会議のことで、去年も拝見させていただきましたし、だんだんいろいろな意味での広がりというか、中学生が絡んで小学生と一緒に取り組むということも起きてきましたし、それはすばらしいことだと思いますが、こういう子ども会議等で発表した子供たちが自分の学校へ戻って、多くの児童の前でこういう発表をして、ほかの学校ではこんなこともあったよという報告の機会は恐らく捉えていらっしゃると思いますけれども、また今年も子ども会議が開かれると思うので、ぜひより裾野を広げるというスタンスで今年の事業運営も考えてほしいと思いました。参考で申し上げました。

三嶽人権教育・児童生徒課担当課長

まず、防止対策委員会ですけれども、基本的に学年主任の先生がそこに入っているという形になりますので、そこで話し合ったことが各学年主任を通して学年においていくというのが一番オーソドックスなスタイルではないかと思います。それから、個々の先生に対するサポートには、基本的に専任の先生が入りますので、個の事案については直接専任からというようなルートになっていくかと思います。また、養護教諭なども入っていますので、割と今度は子供からの生の情報というのは養護教諭を通して委員会に上がってくるというようなルートも広くできているのではないかと思います。ただ、そうは言っても、なかなか忙しい中での時間ですので、そこで話し合ったことがきちんとというようなことについては、引き続き校長先生方に認識していただくことが大事だと思っています。ただ、公表版を見ていると、やはりそういうところのかけ違いを第三者の先生方から指摘されておりますので、それを校長先生が振り返った、あるいは学校が振り返ったときに、ここがというようなところに気付く場面は結構多いということは何っております。

それから、子ども会議につきましては、おっしゃるとおりだと思います。ここで終わらない、イベント化しないで引き続き継続化するというのを今はポイントに置いておりますので、その周知をさらに深めていきたいと思っています。ありがとうございます。

間野委員

よろしいでしょうか。今、いじめ重大事態に関する再発防止策の取組ということですが、重大事態防止といじめ防止はやはり整理して考えたほうがいいと思います。つまり、1次としての水際で、いじめはとにかくなるべく早く発見して解決するというのと、それをこじらせない、悪化させないということです。この重大事態防止に関して言うと、僕は極めて校長の役割が大きいと思います。これまでの例を見ても、校長がうまく対応できずにこじらせて重大化したようなケースがあるように思います。そういった意味で言うと、校長の研修は、今は6月に行っていたようですけれども、いじめが発生しやすい4月、5月のもっと早い段階で、校長に徹底してもっといじめを重大化させないための研修であったり、あるいは校長を採用するに際して、そのあたりの見識や知識や経験の確かさをしっかり確認することです。500校あって、重大化するのが昨年で4件でしょうか。約1%ですけれども、この1%が大変なことになって、大変な思いをする人たちが出てきているわけですから、その1%の校長先生の問題かもしれないけれども、そこはやはり徹底していくということです。校長の力というのは相当大きいのではないかと思います。各委員会があっても、委員会から上がってきたものに対して、あるいはできればそこに校長が本当は参加するのが望ましい気もしますが、校長もいろいろな会議もあって多忙だと思いますけれども、そのあたりで校長が人ごと、よそごとにならないように、常にいじめに関して自分事、我々事で考えられるような研修や意識付けが必要なのではないかと思います。以上です。

三嶽人権教育・児童生徒課担当課長

今年度の校長のいじめ研修は、実は5月に行いまして、今も同時にやっています。4方面ずつ4回開催しまして、今日が最終回になりますので、5月のこの段階をもって、今回はできたということです。内容的にも、かなり重大事態を踏まえて、厳しい話をこちらからさせていただいている部分もあります。また一方で、自分自身が保護者役になったり、先生役になったりというようなロールプレイも交えながらということで、かなり中身の濃い研修ができていないか

と考えております。引き続き、その辺を重視していきたいと思っております。

間野委員

お願いします。

前田人権健康  
教育部長

補足でございます。昨年度は5月、6月に校長研修を実施しましたが、今年もそうですけれども、繰り返しいじめの定義についてしっかりと再認識できるような中身にしております。加えて、お話に様々出てきております、重大事態から学ぶことと言いましょか、しっかりと自分の学校で校長がリーダーとしていじめに対応できるような、そういった部分に目が向くように、中身についても、例えば昨年度は校内支援体制で様々なニーズを抱えているお子さんですとか保護者に対する部分ですとか、そういったことを認識しながら対応するような中身にしております。加えて、昨年度の最後、3月でございましたでしょうか、統括校長の皆さんには重大事態の報告書をもとにした研修も実施しまして、そのあたりは点を線をつなぎながら進めております。

間野委員

よろしくお願いします。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次の令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について、所管課から報告いたします。

直井学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項につきましてまとまりましたので、所管の鍋山課長から御報告させていただきます。

鍋山高校教育  
課長

高校教育課の鍋山でございます。よろしくお願いたします。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び南高等学校附属中学校の入学者募集の要項が出来上がりましたので、御報告を申し上げます。

資料につきましては、1枚物の資料として、2校分をまとめた概要資料、ホチキス留めの冊子2冊、それぞれの附属中学校の募集要項を順に入れさせていただきました。2枚分をまとめました1枚物の資料、「令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について」を御覧いただきながら、御説明申し上げたいと思っております。

まず、1番の募集定員、志願等につきましては、昨年度と変更はございません。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校につきましては、募集定員が80名、志願資格は、保護者とともに横浜市内に住所を有する者、通学区域は横浜市内全域となっております。南高等学校附属中学校は、募集定員が160名、志願資格は、保護者とともに神奈川県内に住所を有する者、通学区域は横浜市内全域ですが、30%の学区外を設けております。

次の2番の日程でございますが、両校ともに志願受付が令和2年1月7日から1月9日まで、適性検査は2月3日に実施しまして、2月10日が合格発表となっております。

3番、今回の募集要項の公表につきましては、本日5月24日に記者発表をさせていただき予定でございます。併せて、市のホームページにおきましても公表いたします。

4番、適性検査につきましては、昨年度と同様、適性検査Ⅰにつきましては共通の問題、適性検査Ⅱにつきましては各校の独自問題ということでやらせていた

だきます。

5番、それぞれの学校説明会につきましては、表にありますように、御覧の日程で予定されております。

両校の募集要項につきましては、後ほど御覧いただければと思います。説明については以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

よろしければ、報告は終了いたします。そのほかにもございますか。

森委員

議題にはありませんが、一つ中学校の昼食の時間について質問したいことがございますので、お願いします。今、中学校の昼食の時間が15分のところも数多くあるということで、報道などもされております。実際に何分にするかということについては各学校に委ねられていると理解しております。実際に15分をさらに長くしようと考えた場合に、何か難しさがあるというようなことも報道などで見ました。その難しさがまず何なのかということの一つ説明していただけたらと思います。

直井学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。今、森委員が話されましたように、休み時間をどのぐらいにするかなどについては、校長先生が中心になって各学校で工夫しているものでございます。そこで難しいことは、各学校で事情が違うとは思いますが、校長先生方からお聞きしているところでは、時間を生み出すということは、どこかを削らなければならなかったり、前に延ばしたり、後ろに延ばしたりということが必要になると思います。例えば登校や下校の時間を動かすことにつきましては、生活スタイルが少し変わることについて、保護者の方の御理解を得るのにしっかりと説明する時間等も必要になってくるのではないかと思います。それから、遅くなることにつきましては下校の安全ですとか、部活動の時間確保なども校長先生方からお聞きしました。ということで、全てではありませんが、多くの学校では昼休み等の休憩時間から生み出していると聞いております。よろしいでしょうか。

森委員

今、昼休みの休憩時間ということでお話がありましたけれども、現状は大体どのぐらいなのでしょう。

直井学校教育  
企画部長

具体的に昼休みと見ますと、3時間目、または4時間目が終わった後に、昼食の準備を5分から10分とっている学校が多いです。その後、喫食というのでしょうか、食べる時間が15分なり20分。その後、昼休みというのでしょうか、休憩時間が15分ないし20分ぐらい。そして、その後に最後、午後の4時間目ないし5時間目が始まる準備の時間ということで5分程度とっている学校が多いので、そのあたりの組み合わせというのでしょうか、準備の時間とか休憩の部分とかの組み合わせを少しずつ変えることによって、喫食時間の15分部分を20分にしていると理解しています。

森委員

ありがとうございます。実際に15分を延ばすということによってのお話がありました。下校時間を延ばさなければいけないケースが出てくるかもしれない、部活動を短くしなければいけない、もしくは休む時間を削らなければいけないかもしれないという、幾つかのことを各学校の現場の先生や校長先生が懸念されて、なかなかそれが難しいということでしょうか。

今のそういった御説明を踏まえて、恐らく学校によって現状が違うので、一律でどうこうということは言えず、各学校の中でしっかりと議論することが大事だと思いますけれども、先ほどのいじめ重大事態でも話がありましたように、子供たち自身が自分たちで解決策を考えていくということで、15分を長いと捉える子供たちもいれば、とても短いと捉える子供たちもいます。それは社会に出てからも、同じ事案について感じ方が違うことはたくさんあると思いますけれども、では声の大きいほうに合わせるのか、数の多いほうに合わせるのかというと、それはそれでまた違います。昼食時間を延ばすことによって、部活動が短くなることについて、みんなはどう思うかということも、それぞれ感じ方が違います。そういった、みんなそれぞれ感じ方が違うことを踏まえて、どうやって決めたらいいのかということをお子孫自身が考える、すごく大事なポイントなのではないかと思えます。

ですから、子供たち自身が考える力と議論する力、主体性を育てていくことだけでなく、そこをもとにしっかりとお互いの思うことを話し合っていて考えていくということを、先生方や校長先生が決めるだけではなくて、子供たちもしっかりと一緒に考えて、もちろんメリット・デメリットがある中で、自分たちの学校ではどのような時間帯で食べたいのかを考えるというようなあり方になっていくと良いなと思えます。学校の先生・校長先生は、例えば授業時間とか、既に組み立てられている大事な要素を削るのはもちろんデメリットがあるので、そこもしっかりと伝えながら、そういったことが昼食時間のみならず、各学校に委ねられていることで大事なポイントが、今、保護者の中でもいろいろと話題になっていて、御意見もたくさんあると聞いております。まずは子供たちの中で議論するというのを大事にしていただけないかと思いました。以上です。

直井学校教育  
企画部長

ありがとうございます。学校の代表として校長が決めるというような表現を使わせていただきましたけれども、校長が最終責任者として判断して決めていく中には職員であり、子供であり、保護者でありという方の意見をとって決めていくことが望ましいと自分も森委員と同じように考えます。中学生は生徒会活動等も盛んに行われますので、そういう中で子供たちの議論や考えが出てくることはとてもいいことだと思いますので、ぜひ学校現場とそういう点も共有しながら進めていかれたらと思います。

森委員

ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに御質問等がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。4月18日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号5の請願書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

直井学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。今、ありました受理番号5の請願への回答につきまして、所管課長より説明させていただきます。

石川小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。受理番号5の請願書につきまして、考え方を説明させていただきます。市立学校で使用される教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊

重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行っております。考え方については以上でございます。

なお、こちらの請願書につきましては、意見陳述の希望があります。どうぞよろしく願いいたします。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、まず、意見陳述の希望がありますので、その可否についてお諮りしたいと思っておりますが、御意見をお願いいたします。

間野委員

教科書採択に際して、教員の意見を広く聞くようにという請願を何度もいただいております。私たちが大変心苦しいながら、そうすべきだということは同じように考えています。ただ、見本の数に限りがあったり、事務的、機械的にどうしたらなるべく多くの教員に見てもらおうのかということは今までも心を砕いてやってきましたし、そういう対応を少しずつ進めていくことをやってきました。今回いただいた請願については、言っていらっしゃることも内容もよくわかりますので、あえて意見陳述をしていただく必要もないのではないかと思います。

鯉渕教育長

ほかに御意見はございますか。それでは、意見陳述につきましては、認めないということではよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、意見陳述を認めないことといたします。事務局から説明がありました、請願書に対する考え方について、御意見・御質問はございますか。

特になければ、受理番号5の請願書につきましては事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、そのようにさせていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第7号議案「第28期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」は人事案件のため、教委第8号議案「横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第7号議案、教委第8号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第6号議案「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。

上野施設部長

施設部長の上野でございます。1枚目の裏面を御覧いただきまして、提案理由でございます。令和2年4月に実施する市場小学校けやき分校の設置、野庭中学校と丸山台中学校の統合、上菅田笹の丘小学校への統合、箕輪小学校の設置及び

高梨学校計画  
課長

すすき野小学校の廃止に伴い、通学区域を設定するため、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部を改正したいので提案いたします。提案の内容につきましては、所管の高梨課長より説明いたします。

学校計画課長の高梨でございます。よろしく申し上げます。資料に基づき説明させていただきたいと思っております。

まず、3ページから10ページまでは、今回改正を予定している5地区分の区域、通学区域を指定すべき住所の一覧となります。詳細については、別途資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。4枚おめくりいただきまして、説明資料の1ページを御覧ください。

まず、1の「提案理由」ですが、上段、1段目につきましては、先ほど部長から説明があったとおりでございます。2段目の「なお」以下です。通学区域の設定につきましては、各地域や保護者、学校の代表者からなる検討部会の意見を踏まえた内容としており、特別調整通学区域の設定については、別途定めさせていただきたいと思っております。

2の「改正概要」でございますが、「(1) 市場小学校けやき分校の通学区域の設定」でございます。1枚おめくりいただきまして、3ページ、別紙1を御覧ください。鶴見区の市場小学校の児童急増対策による教育環境の改善のため、市場小学校けやき分校が開校することに伴い、通学区域を設定するものでございます。左側の図が設置前の図でございます。右側が設置後の図となっております。現市場小学校には1年生から4年生までが通い、市場小学校けやき分校には5年生、6年生が通う予定となっております。なお、今後、黄色の緑斜め線のところに特別調整通学区域を設定していきたいと思っております。

下の表を御覧ください。関係校の一般学級の児童数、学級数の推計でございます。令和2年4月の開校時に、本校舎、1年生から4年生が1,101名31学級になります。分校舎につきましては、5年生、6年生が通いますが、412名11学級の予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、別紙2、5ページを御覧ください。こちらは開校準備部会からいただいた意見書となっております。こちらの「2 市場小学校第二方面校の整備目的及び位置づけ」の一番下の太文字下線部分を御覧ください。

「市場小学校の5・6年生が通う市場小学校の分校とする案を当開校準備部会の意見とします」という意見書をいただいております。この意見書に基づき、通学区域の指定案を作成しております。

1枚おめくりいただきまして、7ページ、別紙3を御覧ください。2番目は、丸山台中学校の通学区域の設定についてでございます。港南区の小規模校の野庭中学校及び丸山台中学校が統合することに伴い、通学区域の設定を行うものでございます。左側の図が統合前の通学区域でございます。右側が統合後の通学区域で、緑の網かけのある部分が新しい通学区域となります。下の黒線のところは、特別調整通学区域を設定するものでございます。下の表を御覧ください。令和2年4月の統合時ですが、統合校として576名16学級の予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、別紙4、9ページを御覧ください。検討部会からいただいた意見書となっております。1の「調査審議事項」の「(4) 統合校の通学区域」ですが、「統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の通学区域を合わせた区域とし」という形で御意見をいただいておりますので、この御意見に基づき、今回の通学区域を設定させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、別紙5、11ページを御覧ください。「(3) 上



菅田笹の丘小学校の通学区域の設定」でございます。保土ヶ谷区の上菅田小学校及び小規模校の笹山小学校が統合し、上菅田笹の丘小学校が開校することに伴い、通学区域の設定を行うものでございます。左側が統合校の通学区域でございます。右側が統合後の通学区域で、緑色で塗られた部分が新しい通学区域になります。斜め線で囲まれた部分に特別調整通学区域を今後設定するものでございます。下の表を御覧ください。令和2年4月の統合時に、統合校として931人28学級の予定となっております。

1枚おめくりいただき、別紙6、13ページを御覧ください。検討部会から出された意見書でございます。「1 調査審議事項」の「(4) 統合校の通学区域案」でございますが、下の囲みの表のとおり、意見書としていただいておりますので、こちらに基づいて通学区域の設定をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、別紙7、15ページを御覧ください。4番目、「箕輪小学校の通学区域の設定」でございます。港北区の日吉台小学校及び綱島東小学校の児童急増対策による教育環境の改善のため、新しく箕輪小学校が開校することに伴い、通学区域を設定するものでございます。左側の図が設置前の通学区域でございます。右側が設置後の通学区域で、日吉台小学校の南側部分、綱島東小学校の北側の部分を入れた形の箕輪小学校の通学区域となる予定でございます。緑色の格子の部分は特別調整通学区域を今後かけさせていただきたいと思っております。あと、オレンジの斜めの部分も特別調整通学区域を設定させていただきたいと思っております。下の表を御覧ください。令和2年4月開校時の箕輪小学校の児童数・学級数ですが、539人17学級の予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、別紙8、17ページを御覧ください。開校準備部会からいただいた意見書となっております。「3 新設校の通学区域案」として、下記に書いてあるとおりの住所で意見書をいただいておりますので、今回、通学区域の案として設定させていただくものでございます。

2枚おめくりください。別紙9、21ページになります。すすき野小学校の廃止に伴う通学区域の設定でございます。青葉区の小規模校であります、すすき野小学校が開校することに伴い、周辺校への通学区域の変更を行います。左側の図が現在の通学区域でございます。右側が廃止後の通学区域となりまして、嶮山小学校の通学区域と一緒にするという形になります。なお、緑色の部分とオレンジ色に塗ってある部分については、特別調整通学区域を今後設定していきたいと考えております。下の表を御覧ください。令和2年3月に閉校後、令和2年4月の児童数になります。嶮山小学校が372人12学級、美しが丘西小学校が644人20学級、荇子田小学校が372人12学級の予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙10、23ページを御覧ください。検討部会からいただいた意見書になります。「1 調査審議事項」の「(3) 閉校後の通学区域案」を御覧ください。「すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更することが適当と考えます」という形で意見書をいただいておりますので、この案に基づき設定させていただくものでございます。

説明資料の1ページにお戻りください。一番下の「3 規則施行期日」ですが、令和2年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

中村委員

一点お伺いしたいのですが、5ページにあります市場小学校第二方面校は、5～6年生が分校というのは珍しい例だと思います。ここで地域の方が通学区域案

も考えたけれども、分校案に決定したということは、例えば通学区域案だと、学年でばらつきが出るとか、何かそういうことがあって、こういう分校案に決定されたのでしょうか。

高梨学校計画  
課長

部会の中でいろいろな案を検討させていただいた中で、地域で一体で小学校を見守っていききたいという御意見があったのと、なかなか分校の設置場所と通学区域がうまく切れないというか、通学区域を設定できないということが皆さんの意見で、分校で一体的に学校を運営していったほうが良いという意見になったと伺っております。

中村委員

どうもありがとうございました。

鯉淵教育長

ほかにはよろしいでしょうか。特に御意見がなければ、教委第6号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
以上で公開案件の審議が終了いたしました。  
事務局から、報告をお願いします。

齊藤総務課長

次回の教育委員会定例会は、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、6月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、6月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第7号議案 「第28期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」  
(原案のとおり承認)

教委第8号議案 「横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時06分]